

令和6年2月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和6年2月28日（水）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時00分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

若杉満委員

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名

7 議題等

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農用地利用集積計画の決定について

報告事項3 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより2月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、水野洋子委員、森下幸夫委員にお願いをいたします。 本日の付議事件としては、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第3号議案「農用地利用集積計画の決定について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。 それでは早速ですが、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。

課長補佐	<p>それでは、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定による許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。第2号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>2月16日に現地を調査しました。</p> <p>申請地は、中央通りを南に進んで国道363号晴丘交差点を横切り、南栄町交差点を右折し、50～60メートル程進んだところに位置しています。周辺の状況は、市街化調整区域であり、農地と住宅が混在しています。中央通り沿いには飲食店が多く、近くには皮膚科と泌尿器科があります。</p> <p>申請地の現況は畑で、東側は市道南栄11号、西側は農地、南側は市道南栄6号で現在拡幅工事を行っており、来年度完成予定です。北側は農地に隣接しています。</p> <p>申請目的は、診療所を令和5年2月に開業し、診療所敷地内と東に賃貸借契約の第2駐車場がありますが、来院患者数が開業時の計画を上回り急増することにより、駐車場が不足しているほか、現在契約中の第2駐車場は貸主から春に賃貸借契約を解約する申出があったことから、駐車場の整備が急務となったためです。診療所に近く、必要な広さがあり、診療所に行き来するのに安全であるという3つの条件にあう土地であり、申請者からの同意を得ることができたことから、申請に至ったということです。</p> <p>周辺農地への影響は、雨水を全面アスファルト舗装で北側と西側に側溝を新設し、公共側溝に排水します。南は拡幅工事の場所にある側溝を通じて新池に排水するという計画で、特に問題はないと思われれます。</p> <p>銀行の残高証明にも預金が十分あり、無理はないと思われるほか、万一周辺農地に影響を及ぼした場合には責任をもって解決すると申請書に記載されていることから、調査員の意見としては、許可の基準を満たしており、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。</p> <p>第2号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>

会 長	<p>挙手全員により、第2号議案について、許可相当とすることに決定しました。</p> <p>続いて、第3号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第3号議案について説明します。</p> <p>この議案は、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定するものでございます。</p> <p>内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【第3号議案 調書の説明】</p> <p>なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第3号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。第3号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第3号議案については賛成することに決定しました。</p>
会 長	<p>これもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項3「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、報告事項3「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で96平方メートル、主な概要は、新居町地内で一般個人住宅1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が4件で1,055平方メートル、主な概要は、渋川町地内ほかで一般個人住宅3件、露天駐車場1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。</p>
会 長	<p>続きまして、報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」事務局より説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>それでは、報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」説明させていただきます。</p> <p>この報告は、農地中間管理事業による農地賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により農業委員会に通知があったため報告するものです。</p> <p>【調書説明】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
水野政起 委 員	<p>農地の賃貸借については利用権ではなく、農地中間管理事業を利用していくという方向でよいですか。</p>
課長補佐	<p>利用権は令和6年度末で廃止され、農地中間管理事業に一本化される予定です。今後、農地の賃貸借は農地法第3条の規定による許可または農地中間管理事業の利用のいずれかとなります。</p>
森下幸夫 委 員	<p>報告事項4について、賃借人は市外の住所地から通うのでしょうか。</p>
課長補佐	<p>今回解約となりましたが、以前は市外の住所地から通っていました。</p>
松原昭平 委 員	<p>賃借人は何をされていた方ですか。</p>
課長補佐	<p>新規就農者として農業を始め、5年間の契約でしたが、今回体調不良により解約となりました。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>今月は特にございません。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は3月28日（木）午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>